

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 平成30年10月11日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月16日)

(契約変更に伴う再確認 令和3年2月10日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>・なお、伊豆ベロドロームの動産移転における、大会延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和3年1月27日 契約変更に伴う追記)</p> <p>・延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、民間所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>・動産移転先の維持は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、大会運営の主体として組織委員会が一括して担う役割となっている。</p>	

<p>経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必 要 性</p>	<p>大会運営上、競技会場である伊豆ベロドローム、伊豆マウンテンバイクコースの確保は必須である。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆ベロドローム内諸室を大会で使用するため、諸室内の動産移転にかかる費用について、平成30年10月3日第2回借上財産評定委員会による評定及び同月18日の東京都作業部会への付議を経て、組織委員会と動産所有者との間で動産移転補償契約書を締結した。</li> <li>・これに基づき、動産所有者がコンテナを設置の上、動産の移転及び保管をしていたところ、令和2年3月に大会の延期が決定した。</li> <li>・現行の契約書の契約期間が令和2年12月31日までであることから、現時点で動産移転期間を大会終了後まで延長する必要がある。</li> </ul> <p>(令和3年1月27日 変更契約に伴う追記)</p> <p>大会運営上、競技会場である伊豆ベロドローム、伊豆マウンテンバイクコースの確保は必須である。</p>	
	<p>効 率 性</p>	<p>本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動産移転期間の延長にあたり、①一時的に元の諸室へ帰還する ②現在の移転先施設に継続して滞在する、以上2つの方法を比較検証したが、②の方が安価であった事から、後者の方法を選択したものである。</li> </ul> <p>(令和3年1月27日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会延期の決定を受け、伊豆ベロドローム、伊豆マウンテンバイクコースの営業に支障が生じないよう、設置済みの仮設物の撤去について検討したところ、仮設物設置工事の工程が進んでいたことから、全仮設物の撤去・再設置に約12ヶ月程度要し、営業可能な期間がとれないことが判明した。</li> <li>・また、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、仮設物を残置する場合の費用の方が安価となることが判明した。</li> <li>・補償対象期間は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、最短となるよう最大限の配慮を行っている。</li> </ul>	

	納 得 性	<p>本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動産移転期間の延長にあたり、常にコストダウンを意識し交渉を重ね、必要最低限の内容とする事で、総額費用を極力抑えられる様努めた。</li> </ul> <p>(令和3年1月27日 契約変更に伴う追記)</p> <p>本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会運営において動産移転先の維持は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、追加経費についても公費負担の対象として適切と言える。</li> <li>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul> <p>(令和3年1月27日 契約変更に伴う追記)</p> <p>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。</p>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 2020年 1月 31日

東京都作業部会確認年月日 2020年 3月 3日

(新規契約に伴う再確認日 2021年 2月 10日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（幕張メッセ）

競技会場における大会延期に伴う影響への対応について（幕張メッセ）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は本大会におけるオリンピックのフェンシング、テコンドー、レスリング、パラリンピックのゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドー、車椅子フェンシングの競技会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料及び営業休止補償である。</li> <li>・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、オリンピック経費の全額及びパラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意において、都外自治体等所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会の運営上、オリンピック競技であるフェンシング、テコンドー、レスリング、パラリンピック競技であるゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドー、車椅子フェンシング会場等の確保は必須である。 (令和 3 年 1 月 14 日 新規契約に伴う確認・追記) 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。</li> <li>・各施設の使用範囲は、関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和 3 年 1 月 14 日 新規契約に伴う確認・追記)</li> <li>・大会延期を起因とする経費については、(株)幕張メッセの「国際会議場 幕張イベントホール利用規約」に基づいたものとなっている。</li> </ul>	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、千葉県の「使用料及び手数料条例」(昭和 31 年 3 月 31 日条例第 6 号)、(株)幕張メッセの「国際会議場 幕張イベントホール利用規約」に基づく単価、営業休止補償については、補償基準等に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</li> <li>(令和 3 年 1 月 14 日 新規契約に伴う確認・追記)</li> <li>大会延期を起因とする経費については、(株)幕張メッセの「国際会議場 幕張イベントホール利用規約」に基づくものであり、公正性を担保している。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は公費負担の対象として適切といえる。</li> <li>・今回の額は評定委員会で評定(報告)された額であり、今後相手方との交渉により経費縮減に努める。</li> <li>・契約にあたっては、今後発生する他の委託等との重複がないよう確認していく。</li> <li>(令和 3 年 1 月 14 日 新規契約に伴う確認・追記)</li> <li>・引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。</li> </ul>		

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 2020年4月1日

東京都作業部会確認年月日 定額未満

(営業休止補償期間の変更に伴う再確認年月日 2回目 2021年2月10日)

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は江の島ヨットハーバーに含まれる施設を確保するにあたり、営業を休止する関連事業者への損失補償である。</li> <li>・ 当該事業は都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。</li> <li>・ V4 予算額の範囲内。パラ経費は該当なし。 (2020 年 9 月 16 日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記)</li> <li>・ なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 <b>(2021 年 2 月 3 日 契約変更に伴う追記)</b></li> <li>・ 延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。</li> </ul>	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会運営上、江の島ヨットハーバーに含まれる施設の確保は必須である。また、大会の準備・運営の影響により、当該施設の事業を一時的に休止せざるを得ないことから、発生が想定される損失について補償する必要がある。</li> <li>(2020年9月16日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記)</li> <li>関連事業者は、既に営業休止に入っており、現時点で手続きを進める必要がある。</li> <li>なお、延期に伴い、施設の借用を継続した場合と一度返却し仮設物を撤去・再設置した場合との経済比較を行った結果、前者の方が経済合理性があることを確認している。</li> <li>(2021年2月3日 契約変更に伴う追記)</li> <li>施設の借用期間の延長に伴い、関連事業者は引き続き営業を休止することになるため、現時点で手続きを進める必要がある。</li> </ul>	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、本施設の事業休止期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</li> <li>(2020年9月16日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記)</li> <li>今回の変更後の営業休止補償期間は、施設所有者と会場使用について調整している期間と同期間である。</li> <li>(2021年2月3日 契約変更に伴う追記)</li> <li>今回の変更後の営業休止補償期間は、施設所有者である神奈川県と会場使用について調整している期間と同期間である。</li> </ul>	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補償金額は、全国統一基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき、補償コンサルタントのチェックを経て算定しており、プロセスの適正性、公正性を担保している。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会運営において競技会場と一体となる施設の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</li> <li>(2020年9月16日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記)</li> <li>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> <li>(2021年2月3日 契約変更に伴う追記)</li> <li>V5予算内であることを確認している。</li> </ul>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。